

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業としての社会的責任とコンプライアンスの重要性を認識し、株主、顧客をはじめ取引先、地域社会及び従業員など、ステークホルダーに貢献し満足を与えられるよう、コーポレートガバナンスを重要な経営課題としてとらえております。

最適なコーポレートガバナンス体制を実現するため、株主の権利・平等性の確保、取締役会機能の発揮、積極的な情報開示による経営の透明性確保に努めております。これらのコーポレートガバナンス機能の発揮による迅速な意思決定と効率的な業務執行、監督機能の有効活用は、中長期的な企業価値の向上、そして社会への貢献に資すると考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び運営方針を「福田組コーポレートガバナンスガイドライン」にとりまとめ、ウェブサイトに公表しております。

・福田組コーポレートガバナンスガイドライン: URL <http://www.fkd.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf>

なお当社は、コーポレートガバナンスコードへの対応をご理解いただきやすくする為、以下の資料を添付しております。

- ・別紙1:社外役員(社外取締役、社外監査役)の独立性に関する判断基準
- ・別紙2:コーポレートガバナンスガイドライン内での主語・目的語の範囲
- ・別紙3:コーポレートガバナンス・コード、福田組コーポレートガバナンスガイドライン対応表

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳等】

当社は、議決権の電子行使及び招集通知の英訳等に関して、株主構成や議決権行使の状況を勘案し、必要とした場合に検討・整備を行ってまいります。

【原則3-1-2 株主への英語での情報開示】

当社は、株主構成や議決権行使の状況を勘案し、必要とした場合に決算関連の開示情報、英訳の検討・整備を行ってまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は任意の指名・報酬委員会は設置していませんが、取締役の指名や報酬の決定に際しては、代表取締役社長が人事部門などの関連部門と協議の上、素案を策定しております。その決議に至る以前に社外取締役より助言・提言を仰いだ上、取締役会で審議することとしております。今後、諮問委員会等の設置の必要性について検討して参りますが、各社外取締役からは適切な指導及び助言を得ており、客観性は担保されているものと判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引企業との関係維持・強化等や事業運営上の必要性を考慮し、経営戦略の一環として、政策保有株式を保有することがあります。政策保有株式については、取締役会において、保有コスト、リターン・リスクを踏まえた中長期的な保有の可否を継続的に検証しております。議決権行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かと、当該企業の企業価値向上に資するものであるか否かを精査の上、その行使を総合的に判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員や主要株主(議決権所有割合が10%以上の株主)等が当社との取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、事前にその可否について取締役会で審議を行い、承認を得ることとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金には、アセットオーナーとして十分な機能が発揮されるよう、資産運用委員会が組織され、委員には当社及びグループ会社の財務部門から選任されております。委員会において運用のモニタリング及び方針の決定がなされており、専任者には資金運用業務の経験者を配置し、運用受託機関と綿密にコミュニケーションを図っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 経営理念、経営戦略、経営計画

(1) 経営理念

当社は経営理念として「是」「経営理念」「フクダグループスピリット」「行動憲章」を定めております。詳細に関しましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

- ・経営理念について: URL <http://www.fkd.co.jp/company/>
- ・福田組コーポレートガバナンスガイドライン: URL <http://www.fkd.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf>

(2) 経営戦略、経営計画

当社は経営戦略、経営計画として「長期ビジョン」「中期経営計画」を策定しております。詳細に関しましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

・長期ビジョン・中期経営計画：URL <http://www.fkd.co.jp/financial/pdf/news/20160212-1.pdf>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

本報告 1.「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

() 経営陣幹部の報酬決定の方針・手続

当社は、経営陣幹部の報酬に関して、代表取締役社長が報酬案を作成し、事前に社外取締役の助言・提言を仰いだ上、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、役位と業績等を総合的に勘案して取締役会の決議により決定しております。なお、報酬額の決定は、対象者の報酬がその役割・責任・リスクに相応しい水準であるかを基準として一定の係数を用いて行っております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役・監査役の選解任・指名を行う際の方針と手続

当社は、取締役候補者の指名及び取締役以外の経営陣の選解任に関して、代表取締役社長が人事案を作成し、事前に社外取締役の助言・提言を仰いだ上で、取締役会の決議により行っております。また、監査役候補者の指名に関しては、代表取締役社長が人事案を作成し、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議により行っております。なお、指名・選解任は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に反映させられるとともに、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督の実行ができることを基準として行われております。

() 取締役・監査役候補者の選解任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補者に関しては、個々の指名理由を定時株主総会招集通知に記載するとともに、当社ウェブサイトにて公表しております。

詳細に関しては、当社ウェブサイトをご参照ください。

・第91回定時株主総会招集のご通知：URL http://www.fkd.co.jp/topics/pdf/20180309_01.pdf

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会から経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令や定款等に定められた事項のほか、経営の方針・計画、業務執行に関する重要事項等を、取締役会が審議・決議すべき事項として取締役会規程等に定め明確にしております。また、経営陣は、社内規程等により定められた決裁期限の範囲内において業務執行、意思決定を行うこととしております。なお、権限移譲及び意思決定の手続きにつきましては、本報告書 2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」及び本報告書 1.「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」にも記載があります。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、企業経営経験者、有識者等から独立社外取締役を2名以上選任することで、その知識・経験・能力をもとに経営計画、経営方針、取締役・経営陣の人事・報酬に対し産業の枠を超えた戦略面での前向きなアドバイスを受けるとともに、経営陣への利益相反の監督、株主共同利益や受託者責任の観点からの意見・監督を取締役会の運営に適切に反映させております。

【原則4 - 9 独立社外役員の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性に関する判断基準を定め、「福田組コーポレートガバナンスガイドライン」(別紙1)にその内容を記載しておりますので、ご参照ください。

・福田組コーポレートガバナンスガイドライン：URL <http://www.fkd.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf>

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての能力、多様性の考え方】

当社は、取締役会の構成に関して、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと価値観の多様性が確保されるような人材を社内、社外から選任し、人員は15名以内としております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役・監査役はその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるため、他社役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるものとし、上場会社の役員の兼任に関しては4社を上限としております。なお、当社の取締役・監査役の重要な兼任状況を、定時株主総会招集通知に記載するとともに、当社ウェブサイトにて公表しております。

・第91回定時株主総会招集のご通知：URL http://www.fkd.co.jp/topics/pdf/20180309_01.pdf

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性評価とその結果の開示】

当社の取締役会は、毎年1回以上、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。平成29年度の分析・評価方法及びその結果の概要は以下の通りであります。

1. 本年度の分析・評価の方法

当社は、平成29年度の事業活動に関して当社取締役会の実効性について、取締役及び監査役を対象に無記名方式の自己評価アンケートを実施し、平成30年2月に開催された取締役会において、ディスカッション形式でその分析及び評価結果について当社取締役会の実効性に関する議論を行いました。

< 主な質問項目 >

- (1) 取締役会の構成と運営に関する質問
- (2) 経営戦略、事業計画に関する質問
- (3) 企業倫理とリスク管理に関する質問
- (4) 業績のモニタリングに関する質問
- (5) 機関投資家との対話に関する質問
- (6) 中期経営計画に関する意見など

2. 本年度の分析・評価結果の概要

(1) 取締役会の構成と運営に関して、社外取締役の知見・豊富な経験・専門的な能力から、活発な審議が行われております。監査役の現場視察においても、適切な報告・指摘が行われており、業務執行の監督についての役割・機能も適切に果たしております。

- (2) 経営戦略、事業計画に関しては、有効に機能していると評価されますが、中期経営計画や新規事業戦略の議論の場を増やすことで、課題の共有化を図り、実行力を高めながら適切な進捗管理を行ってまいります。
- (3) 企業倫理とリスク管理に関しては、有効に機能していると評価されますが、当社取締役会がグループ全体でコーポレートガバナンスのあり方に関して、責任を持つ重要な役割であることを再認識のうえ、リスク管理態勢を強化してまいります。
- (4) 業績のモニタリングに関しては、担当部門から定期的な報告が行われ、業績指標の正確性も十分に信頼できるものであり、有効に機能しております。
- (5) 機関投資家との対話に関しては、建設的な対話を促進するために、社内体制の構築を課題として具体的な実効策を検討してまいります。

以上のことから、当社取締役会の実効性は確保されているものと判断致しますが、評価結果を取締役会の更なる改善に活用し、取締役会の監督機能及び意思決定機能の向上を図り、コーポレートガバナンス体制の強化と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は、福田グループ全体の取締役・監査役の知識向上と意思統一を図るため、年に2回以上「グループ役員研修会」を開催しております。また新任役員に対しては、每期「グループ新任役員研修会」を開催し、取締役・監査役として求められる役割と責任を理解する機会を設けるとともに、社外役員が新たに就任する際には、福田グループの事業・組織・財務の説明を行い、適切な情報提供に努めております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主が当社の経営戦略や事業計画等に対する理解促進を図る手段として、株主とのコミュニケーションが有益であると考えており、以下の方針に基づき、合理的と判断できる範囲において、株主とのコミュニケーションを行うこととしております。

- (1) 株主とのコミュニケーションの充実に努めるため、株主構造の把握に努める。
- (2) 株主とのコミュニケーションに関しては、管理部が窓口となり、経営陣の中から選任されたIR担当が統括の上、合理的な範囲で経営陣が対応する。
- (3) 株主とのコミュニケーションが有益なものとなるよう、社内での連携に努める。
- (4) 定時株主総会、IR説明会等により情報開示の充実に努める。
- (5) 株主とのコミュニケーションにより把握した株主の意見・懸念に関しては、経営陣・取締役会に対し適切に報告する。
- (6) 株主とのコミュニケーションを行う者は、インサイダー情報について、社内規程に基づき厳重に管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人 福田育英会	688,663	7.66
株式会社第四銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	439,601	4.89
福田 直美	431,642	4.80
福田 フジ	326,707	3.63
小沢 和子	321,434	3.58
福田石材株式会社	286,194	3.18
福田組共栄会	241,200	2.68
福田 勝之	232,875	2.59
福田 浩士	231,588	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託E口)	211,200	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

上記「大株主の状況」は、2018年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢澤 健一	他の会社の出身者											
中田 義直	税理士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢澤 健一	○	矢澤健一氏が2011年6月まで在籍していた株式会社第四銀行と当社は、資金借入及び預金の取引関係がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	金融機関経営者としての経験から、豊富な知識、経験、能力を有しており、産業の枠を超えた客観的、中立的な意見発信が期待されます。 当社は、これらが重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断し、選任しております。 なお、当社は同氏が東京証券取引所の定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

中田 義直	○	中田義直税理事務所の税理士であり、当社の社外取締役就任前の2017年3月までは、当社の顧問税理士としての取引関係がございましたが、社外取締役就任後は、取引関係はございません。	国税局出身の税理士として、豊富な知識、経験、能力を有しており、実務に即した客観的、中立的な意見発信が期待されます。 当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断し、選任しております。 なお、当社は同氏が東京証券取引所が定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査の方法及び結果について直接報告を受けております。また、内部監査部門が会計監査に関する具体的内容を適時に監査役会へ報告しております。内部監査部門は、監査役会と協議した監査計画に基づき、関連会社を含めた会計監査、業務監査の全般にわたり共に往査場所に赴くほか、内部監査部門を指揮した監査については、その都度、監査役に報告され、必要な場合は取締役会等で結果を公表しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
砂田 徹也	弁護士										○			
宮島 道明	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
砂田 徹也	○	砂田徹也氏は、当社からの社外監査役としての役員報酬の他に、代表を務める弁護士法人が顧問報酬を受け取っておりますが、僅少な額であります。	弁護士として豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして、現在、当社社外監査役として、客観的及び中立的な立場から意見を述べ、その職責を果たされてきたことから、社外監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。 なお、当社は同氏が東京証券取引所の定める独立性判断基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
宮島 道明	○	宮島道明氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に2010年8月まで所属されておりました。2010年9月に独立されて以降、同氏と同法人との間に利害関係はございません。	公認会計士として豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして、客観的及び中立的な立場から意見を述べ、職責を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。 なお、当社は同氏が東京証券取引所の定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明
退職慰労金制度を廃止しており、会社及び担当部門の業績により、翌事業年度の報酬を決定しております。 取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的に継続した業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2016年より業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者
該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

当社には、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
なお、取締役、監査役、社外役員の区分ごとの報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を定時株主総会招集通知に記載するとともに、当社のウェブサイトにて公表しております。

・第91回定時株主総会招集のご通知：http://www.fkd.co.jp/topics/pdf/20180309_01.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は、取締役の報酬額を平成28年3月29日開催の第89回定時株主総会において、年額450百万円以内と定めております。経営陣幹部の報酬に関しては、代表取締役が報酬案を作成し、事前に社外取締役の助言・提言を仰いだ上、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により決定することとしております。なお、報酬額の決定は、対象者の報酬がその役割・責任・リスクに相応しい水準であるかを基準として行うこととしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役の知識・経験・能力をもとに経営計画・経営方針、取締役・経営陣の人事・報酬に対し、産業の枠を超えた戦略面での前向きなアドバイスや、経営陣への利益相反の監督、株主共同利益や受託者責任の観点からの意見・監督を期待しております。

これらの社外取締役に期待する能力・役割を発揮していただくため、当社では取締役会の事務局である経営管理室が、社外取締役にあって有益となる情報に関しては取締役会の関連資料にとどまらず適宜提供を行い、また弁護士・公認会計士・コンサルタントといった外部の専門家の助言を得ることが有益となり得る場合には、会社の費用において助言を得ることができる体制を整えております。

なお、当社は監査役の職務補助人として、監査役の求めに応じて監査役を補助する部署を設置できることとしており、社外監査役を含め、監査役が行う監査役の執行業務に対する監視のサポート体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) ガバナンス機能について

当社は取締役会設置会社であり、併せて取締役と執行役員の役割・機能・職務等を明確にするために執行役員制度を導入しております。

取締役会は、月1回開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略や経営の重要事項について審議を行い、必要な意思決定と業務執行の監視を行っております。

取締役会の決定した経営方針を遂行するための具体的計画を立案及び取締役会決定事項の実行を監督する機関として経営委員会を設置しております。原則、当委員会は隔週1回開催されており、必要に応じて各業務執行担当者に参加させ審議しております。経営委員会の立案計画の実施状況を確認する会議体としての進捗会議(店長・事業部長会議)に取締役が同席し、その報告を受けております。

監査機能については、監査役会を設置し、取締役会等の重要な会議への出席や業務監査を行うことを通じて、取締役の職務執行を監視・検証しております。また、会計監査人から監査の方法及び結果について報告を受けております。さらに、内部監査部門として監査室を設置し、適法性監査を中心に業務の適正確保に努めております。

(2) 監査の状況について

会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を新日本有限責任監査法人との間で締結しており、当社と同監査法人及び当社の監査業務に従事する業務執行社員との間には特別な利害関係はなく、公正な監査が実施される環境を整備しております。

平成29年度において会計監査業務を行った公認会計士は以下のとおりであり、また、その補助者は18名であります。

指定有限責任社員 業務執行社員 江島 智 氏

指定有限責任社員 業務執行社員 塚田 一誠 氏

(3) 責任限定契約の内容の概要について

当社と取締役(業務執行役員等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額とし、その超える額について損害賠償責任を免除いたします。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役である者を除く。)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会、監査役会、経営委員会を設置しており、迅速な意思決定と業務執行の監督強化を行っているとともに、業務執行をより効率的かつ迅速に進めることを目的とした執行役員制度を採用しております。

また、独立・公正な立場から専門的知識・経験を有する社外取締役及び社外監査役を迎えることにより、更なる経営に対する監督強化を図っております。

このように、当社の経営及び経営に対する監視・監督の体制は十分に機能し得るものとなっていることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年3月28日開催の第91回定時株主総会招集通知につきましては、法定期日の1日前の2018年3月12日に発送しております。また、招集通知の発送に先立って、2018年3月9日に当社ウェブサイトにおいて、招集通知を掲載しております。
その他	株主様の当社への理解を促進する目的をもって、スライドやナレーションを用いた株主総会のビジュアル化を推進しております。今後に付けても、一層の株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けて取り組んでまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年3月7日実施済(新潟) 平成30年4月19日実施済(仙台)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業レポート、有価証券報告書、IR説明会の開催等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部情報管理・自社株等取引に関する規程、個人情報保護規程、内部通報規程
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001取得・環境報告書

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業としての社会的責任とコンプライアンスの重要性を認識し、顧客、株主をはじめ取引先、地域社会及び従業員など各々のステークホルダーに満足を与えるため、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題としてとらえ、企業価値を継続的に高めることを目指しております。迅速な意思決定と効率的な業務執行を確保するとともに監視・監査機能を有効に機能するよう企業統治機能を一層充実させる所存であります。

取締役会において決議した基本方針及び当該体制の運用状況は以下の通りです。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての社会的責任とコンプライアンスの重要性を認識し、「社は」「経営理念」さらに福田グループ全体のアイデンティティーとしての「フクダグループスピリット『100年先も誠実』」を基に「行動憲章」を制定し、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底を図ります。

役職員等からの法令違反その他の不正行為に関する通報又は相談は、「内部通報規程」に基づいて設置する通報窓口において適切に対処します。

監査役及び内部監査部門の監査室が、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、監査を実施し、必要に応じて改善提言を行います。

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて閲覧できるように法令及び規程に基づき適正に保存及び管理し、情報セキュリティが確保される体制を整備します。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本方針」及び「リスク管理基本規程」を定め、リスク管理の目的や行動指針を明確にします。

「リスク管理基本規程」に基づいて設置するリスク管理委員会は、全役職員のリスクに対する意識を高め、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす可能性のあるあらゆるリスクを未然に発見し、適切に評価し、それらのリスクを低減、回避する対策の実施を推進します。

自然災害その他突発的な重大リスクに対しては、事業継続計画を策定し、緊急時の体制を整備します。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、「取締役会規程」、「取締役会等機関承認及び稟議・報告の決裁規程」等の社内規程を制定し、権限及び責任の範囲を明確化して、迅速かつ適正な意思決定が行われる体制を整備します。

当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社と緊密な連携を図り、企業集団としての経営の健全性及び効率性の向上に資することを目的として「関係会社管理規程」を制定し、規程に基づいてグループ各社を管理する部門（以下、管理部門という）を設置します。

管理部門は、「関係会社管理規程」に基づいて、グループ各社の業務運営、財務状況等について報告を受け、必要に応じて改善等を指導します。

管理部門は、グループ各社の運営に重大な影響を及ぼす可能性のある事象が発生したとき、あるいは発生する可能性が生じたときは、「関係会社管理規程」に従い、これに対応します。

グループ各社は、業務分掌及び決裁権限に関する規程等に基づいて、効率的な職務の執行が行われる体制を整備します。

グループ各社は、企業としての社会的責任とコンプライアンスの重要性を認識し、グループ各社の役職員が法令、定款、社内規程等を遵守して職務を執行することで、業務が適正に行われる体制を確保します。

監査室は、グループ全体の内部統制の有効性を確保するため、必要に応じてグループ会社の監査を実施します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を配置します。

監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の評価は監査役が行い、人事異動については、監査役会の意見を十分に尊重してこれを行います。当該使用人は、監査役の指揮命令により、職務を執行します。

監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社を含むグループ各社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある一定の事実を発見した場合は直ちに、当社の担当取締役及び監査役に報告します。

当社の担当取締役及び監査役は、当社の取締役及び使用人にその業務執行に関する事項について、いつでも報告を求めることができます。

当社の担当取締役又は監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由とする不利な扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役の請求に基づき、速やかに処理します。

その他監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役の請求に基づき、速やかに処理します。

監査役は、取締役会等の重要会議への出席、取締役から業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務の執行について監査が実効的に行われる体制を整備します。

監査役がその職務の執行にあたり、必要に応じて当社及び当社の子会社の役職員と面談する機会や、弁護士、公認会計士等の外部専門家と相談及び意見交換を行う環境を整備します。

監査室が行う内部監査の実施及びその結果について、監査役は定期的に報告を求めるなどの意見交換を行い、連携を図ります。

財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制を整備及び運用します。

財務報告に係る内部統制は、その有効性を定期的に評価し、不備があれば改善します。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への対応について、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、「反社会的勢力には毅然と対応し、不法・不当な要求には一切応じない。」という基本姿勢を堅持します。

反社会的勢力からの不当要求等の排除を全職員に周知徹底するとともに、警察その他関係機関、団体と連携して、排除の徹底を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に関しては、「福田組 行動基準」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、反社会的勢力には毅然と対応し、不法・不当要求には一切応じないことを定めております。また、総部人事部を対応統括部署として、情報の収集や啓蒙活動を行っております。

なお、当社より発注される工事請負契約約款には、発注者が反社会的勢力と関係を有していないことを条件としておりますが、万一、関係者であることが判明した場合には、契約を解除する旨について規定しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後、コーポレートガバナンスの充実に向けて、内部統制システムを構築するため設置した内部統制推進室によって、会社がその社会的責任を果たし、法令等を遵守する体制を強化してまいります。また、情報に関する統一的、網羅的な管理規定を定め、情報セキュリティが確保される体制を構築します。

社内外のリスク管理については、その識別、評価、監視の重要性を認識し、取締役及び執行役員が各業務部門において規則やガイドラインの制定、研修の実施などの適切な管理及び対応を行い、各業務に対応したリスク管理部署がその適正性について監査する体制を整備いたします。

グループ各社においても、コンプライアンス体制に係る基本方針を定め、業務が適正に行われる体制を構築、強化してまいります。

内部統制システムの有効性を確保するため、内部監査機能として監査室が監査役と連携し、当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合しているかを監査し、必要に応じて改善提言を行う体制を整備いたします。

